

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画
～^{ひだ}人・かがやきプラン～改訂【概要】

改定の目的

本計画は、人権教育及び人権啓発推進の基本計画であり、市の指針となるものである。昨今の人権課題の状況においては、特段大きな変化はなく、そのため本基本計画の改訂にあたっては、再度計画を策定するのではなく、前回（平成 22 年 3 月）改訂後の社会情勢の変化、国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題について対応した内容とする。

計画の推移

計画策定 平成 15 年 11 月
改訂 平成 22 年 3 月
再改訂 令和 4 年 3 月

主な改訂事項

- ◆平成 22 年 3 月以降に施行された法律（改正を含む）への対応
 - 【女性】 ストーカー規制法（H12 施行、H29 改正、R3 改正）
DV 防止法（H13 施行、R1 改正）
 - 【子ども】 いじめ防止対策推進法（H25 施行）
児童福祉法改正（体罰禁止・児童相談所体制強化）（R2 施行）
児童防止虐待法（H12 施行、H16, H20, R2 改正）
 - 【障害者】 障害者差別解消法（H28 施行※）
 - 【同和問題】 部落差別解消法（H28 施行※）
 - 【アイヌの人々】 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための推進法（R1 施行）
 - 【外国人】 ヘイトスピーチ解消法（H28 施行※）

※人権 3 法

◆社会的関心の高まりが顕著な事項

- ・インターネット上での誹謗中傷
- ・性的マイノリティ
- ・新型コロナウイルス感染症

◆企業における人権への取組み

◆国際的潮流

SDG s